

令和7年第9回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和7年9月26日(金) 午前8時55分～10時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会 長	12番	岩 下 市 蔵
会長代理	11番	川 畑 千 秋
	2番	野 元 京 子
	3番	木 場 由美子
	4番	樋ノ口 正 信
	5番	古 賀 久美子
	6番	久木山 純 広
	7番	池 田 一 成
	8番	上迫田 薫
	9番	外 薗 健 藏
	10番	池 田 善 之

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	古 川 千 明
串木野地区2	藤 園 宗 男
市来地区	橋 口 守

出席職員 篠原局長、松原主査、原田主査、棚町主査

議事録署名委員 (11番 川畑 千秋 委員 ・ 2番 野元 京子 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第11号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法
について

日程第2 報告議案第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
について

日程第3 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第4 議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第5 議案第48号 非農地証明願(2件)について

日程第6 議案第49号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案について

日程第7 議案第50号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和7年第9回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長より挨拶をお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 ありがとうございます。それでは、総会の方を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は会長が行うことになっております。会長、よろしくお願いします。
- 議長 それでは会議規則に基づきまして、議長を務めさせていただきます。まず事務局より、農業委員の出席状況の報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で現在数12名に対し、出席委員数11名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることをご報告いたします。
- 議長 それでは、会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず、議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方から指名させていただくことにご異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 それでは議事録署名委員は、11番 川畑千秋委員と、2番 野元京子委員をお願いします。
- ただ今から、議事に入ります。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法についてを議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。
- 棚町主査 1ページをご覧ください。日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知基盤強化法分は1件2筆1,522㎡です。耕作をしていました父親が亡くなったための、経営面積縮小です。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですが、日程第1報告議案第11号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・基盤強化法については、通知のとおり受理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということなので、日程第1報告議案第11号については通知のとおり受理することとします。

続きまして日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっていますので、関連する委員、〇〇と、〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員退席後)

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 2ページをご覧ください。日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は6件9筆 5,319 m²です。1番と2番は後程3ページの3条申請で、現在耕作をしています法人に贈与をするための合意解約です。3番は後程22ページの促進計画案で、賃借料を変更し同じ借人と貸人で契約をするための合意解約です。4番は、耕作条件が悪いため解約です。5番、6番は耕作をしていた父親が亡くなり、経営面積縮小のための解約です。このうち6番は貸人が解約を了承していないため、借人からのみの解約になり、機構預かりになります。よろしくお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないので、日程第2報告議案第12号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法については通知のとおり、受

理することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第12号については通知のとおり受理することとします。なお、〇〇委員、〇〇委員はこの後の3条申請にも関係がありますので、引続きご退席のままでお願いしたいと思います。

次に日程第3議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は4件ありますが、No.1について関連する委員がおりますので、先にNo.1の審議を行った後に、No.2からNo.4の3件を審議いたしたいと思っております。

それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第3議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。3ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域内農地です。先程2ページの合意解約通知でご審議いただきました農地です。譲受人の法人は、今までも今回の申請地を周囲の田と一緒に耕作しています。②番につきましても、今まで同じ法人が耕作をしておられます。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を池田一成委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

4番樋ノ口です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について、9月21日午前8時30分から行政書士、池田一成委員と私とで現地確認をしましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域内農地です。資料の3～4ページを参照してください。申請地は現在譲受人が耕作されています。贈与後、現在と同様に加工米、WC S、野菜、麦を栽培します。労働力は常時数人で対応します。農機具はトラクター、コンバイン、動噴、ドローン、草払い機等一式所有されています。事務所からの距離は約300mです。今回は法人にとって初めての所有農地となります。私達の見たと、問題はないと思います。皆様方の審議の程よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。事務局及び調査委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。No.1について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、No.1については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それではNo.1については、申請のとおり許可することとします。○委員、○○委員は自席へお戻りください。

(○○委員、○○委員着席後)

次に、No.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 5ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は今までも、相対で今回の申請地を耕作しています。調査は【正】を池田善之委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

池田善之委員 10番池田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2について、9月22日午後2時15分より申請人本人立会いのもと、木場委員と調査を実施しましたのでご報告いたします。申請地は農用地区域外農地です。位置図は5、6ページを参照してください。申請地は現在申請人が自家消費野菜の栽培をしており、申請地を贈与にて取得し、引続き栽培をするとのこと。農作業に従事する者は1名で、農機具についてはトラクター、草刈機、動力噴霧器等、農機具一式を持っておられます。自宅からの通作距離は500mです。調査の結果、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 7ページをご覧ください。No.3についてご説明いたします。譲渡人が譲受人へ、所有する農地を贈与により譲り渡したいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人は30年程前に、農業委員会の許可をもらわずに、譲渡人の父と農地を交換した際に、隣の○番の自分の畑と一体的に農業用倉庫を建設しておりましたので、始末書も添付されています。申請地の畑の部分は、譲受人が耕作をしています。調査は【正】を木場委員、【副】を池田善之委員にお願いし

てあります。よろしくお願いします。

議長 現地調査の報告をお願いします。

木場委員 3番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について、9月22日午後2時より、申請人と池田善之委員と私とで調査を実施しましたのでご報告します。位置図は7、8ページを参照してください。申請地を贈与にて取得後は、自家消費用の野菜を栽培する計画です。30年程前に倉庫を建てていたということで、始末書も付いております。農機具については耕耘機、運搬機等、草払い機、その他農業に必要な機械を一式持っておられます。自宅からの通作距離は10m程です。私達が調査した結果、問題はないと見てきましたので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。次に、No.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページをご覧ください。No.4についてご説明いたします。譲受人が譲渡人から、所有する農地を売買により譲り受けたいという申請です。申請地は農用地区域外農地です。譲受人の自宅もすぐ隣で、今までも相対でこの申請地を耕作しておられます。譲渡人には違反転用がありますので、後程19ページの非農地証明願にてご審議をいただきます。調査は【正】を外菌委員、【副】を川畑委員にお願いしてあります。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

外菌委員 9番外菌です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4について、9月20日午前8時より申請人代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は9、10ページになります。申請地は農用地区域外農地です。現在も譲受人が耕作中で、申請地取得後の営農計画は、なす、きゅうり、トマト等の野菜で、全て自家消費用です。労働力は2名で、農機具はトラクター、管理機、刈払い機等所有し、播種や収穫は手作業で行います。譲受農地は自宅前になり、特に問題はないと見て参りました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局及び調査委員の説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。まず、No.2について何かご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第3議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2～No.4について、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということで、No.2～No.4について、申請のとおり許可することといたします。

次に、日程第4議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は3件であります。3件終了後質疑に入ります。では、No.1について事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第4議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件についてであります。11ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地を買い受けて住宅を建築したいための申請であります。また、申請は夫婦2名での申請で、持分が1/2ずつとなっております。第3種農地で、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を久木山委員、【副】を上迫田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは調査の報告をお願いします。

久木山委員 6番久木山です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、9月22日午前9半より、行政書士、上迫田委員と私で農地転用実態調査を実施致しました。申請地については11ページ、12ページを参照してください。申請地は麓土地区画整理事業の一面で、第3種農地、第1種中高層住居専用地域であります。転用事由は、現在借家住まいであるが手狭であるため、申請地を譲り受けて住宅を建

築したいとの事です。付近の土地は、東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は公衆用道路です。被害防除計画は、宅地の切土を行い、境界には擁壁を設けます。用・排水計画は、用水は公共上水道、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。No.2について事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.2についてご説明いたします。13 ページをお開きください。譲受人は現在借家住まいであるため、申請地及び隣接する〇〇番地、宅地 129.88 m²と、〇〇番地、宅地 11.62 m²を買い受けて、一体利用により住宅を建築したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を古賀委員、【副】を野元委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

古賀委員 5番古賀です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2について、9月22日（月）午前8時40分より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、野元委員と調査をしましたので報告いたします。資料の13ページ、14ページをご覧ください。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地で、転用目的は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受けて住宅を建築したいためです。被害防除計画の造成計画は、1mの切土を行います。それに伴う被害防除策として、擁壁を設けます。周囲に農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は水路放流です。汚水処理・生活雑排水は合併浄化槽で処理します。付近の状況ですが、東と南側は宅地、西と北側は公衆用道路です。資金調達計画は融資で、建築計画は10月～8年7月までとなっております。5条申請の備考欄に記載してあります書類等添付されており、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。No.3について事務局の説明をお願いします。

原田主査 No.3についてご説明いたします。15 ページをお開きください。譲受人は現在、申請地の隣接地で歯科医院を経営しております。敷地内にも駐車場はありますが、手狭であるため申請地を買い受けて、駐車場

として使用したいための申請であります。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を野元委員、【副】を古賀委員にお願いしてあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 調査員の報告をお願いします。

野元委員 2番野元です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3について、9月22日（月）午前9時より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、古賀委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。申請地の位置図は15～16ページをご覧ください。転用の目的は、経営する歯科医院の駐車場が手狭であることと、障がい者用のスロープを作るため、隣接する畑を購入して駐車場とするためです。農地区分は第3種農地、第1種住居専用地域内にある農地です。申請地の東側と南側は宅地、西側と北側は道路で、周囲に農地はありません。雨水排水は、西側市道に沿って側溝があり、水路放流です。資金は自己資金で、許可後着工の予定です。残高証明書等は、5条申請の備考欄に記載してあります。私たちの調査では特に問題はないと思われますが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局及び調査委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入りたいと思います。まず、No.1から何かご質疑ございませんか。

池田一成委員 すみません、これNo.1に限ったことじゃないんですけど、今3つ5条申請が上がっていますが、これは地域計画に入っている面積には入っていないんですよ。

久木山委員 入っていないです。

池田一成委員 入っていないんですね。わかりました、そこだけ確認でした。地域計画に入っている場合には、計画の変更をしないといけないということですよ。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 ないようですが、次にNo.2について、何かご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.3について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第4議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請3件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第4議案第47号については、申請のとおり許可することとします。

次に日程第5議案第48号非農地証明願2件についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

原田主査 日程第5議案第48号非農地証明願2件についてであります。17ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は昭和58年に隣接地の宅地から物置を増築し、現在まで建物敷地として利用しており、始末書が添付してあります。

No.2についてご説明いたします。19ページをお開きください。こちらは既に違反転用と判断されております。本件申請地は、相続する20年以上前から駐車場として利用されており、雑種地の現況となっているものです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第5議案第48号非農地証明願2件については、申請のとおり決定することでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、日程第5議案第48号については、申請のとおり非農地証明を発行することとします。

次に日程第6議案第49号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積

等促進計画案についてを議題とします。それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

21～22 ページをご覧ください。日程第6議案第49号令和7年12月1日開始の農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案についてです。12番は、先程2ページで合意解約のご審議をいただきました農地です。12件、32筆 20,235.64 m²で、全て新規の契約です。よろしくお願いします。

議長

事務局の説明が終わりましたが、何かご質疑ありませんか。

久木山委員

議長すみません。11番の〇〇さんは、住所も冠嶽になっていて、前は認定農業者ではあるんですが、今現在農業をやっていないはずなんですよ、そこに農地を貸すというのもおかしいので、農政課から多分申請が上がってきていると思いますので、今回は取り消しにさせていただきたいと思います。もし、作付けをするんだったら、花の営農計画を提出していただきたい、2年位実績がないはずなんですよ。実績のない人に農地を貸すことは、おかしいんじゃないですか。本人は農業を辞めてサラリーマンになっていらっしゃると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

今、久木山委員の方から実情の報告があって、農業をされていないという中での申請なんですけど、久木山委員の言われるとおり、今回の申請については、却下するという事で、他の方々はよろしいですか。

池田一成委員

はい、いいですか。

議長

はい、どうぞ。

池田一成委員

現地調査の時に、お母さんがいらっしゃったんです。12月開始の契約のことで川畑委員も連絡を取っていただいていたんですけど、不通で、お母さんにどうするんですかとお尋ねしました。お母さんは草払いをしていました。息子は作るつもりでいるということでしたので、川畑委員か市役所へ連絡をしてくださいと話をしたところなんですけど、これを取下げた場合に、今後誰か作るかという、作る人はいないような気がするんですよね。そこら辺を考えて対応すべきなのかなと。本人がまだ耕作をする意思を持っているのであれば、ちょっと難しいところかなと思いました。

川畑委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

川畑委員 今の件については、本人とは会っておりませんが、母親の方と会っております。作る意思はあると、やっていない訳じゃないと、そこに行ってみていると、その奥の方は手を入れているような感じはしましたが、実際本人を見ておりませんので、何とも言えませんが、今池田委員の方からもありましたけれども、もう一遍確認をしてからの方がいいんじゃないでしょうか。急にここで決めたって、まずいところも出てくると思いますので。もう一度確認をしてから決定する方がいいんじゃないですか。

棚町主査 よろしいですか。

議長 はい。

棚町主査 借人は、令和2年12月から今年の12月まで、いちき串木野市認定農業者になっております。現在も住所は本市冠嶽にございます。農政課に今回の促進計画について、農業委員か推進委員からの手続きの申請があったのか確認をしましたが、借人本人が農政課に出向き手続きをしたということでした。農業委員会としましては、総会でご審議いただく手続き上の問題はないのですが、農業委員の皆様のご意見をいただき、次の認定農業者の申請が上がってきた段階でご検討いただければいいのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長 今、事務局並びにそれぞれ委員の方々から意見がありましたけれども、他にこの件について何かございませんか。

池田一成委員 いずれにしても、あそこのハウスは4棟あって、使うことができるのは現状では1棟か2棟です。ハウスの周りの管理はされています。近隣に圃場を持っている方は、草払いとかはされていますから、助かっていると思うんですけど、何を作るか計画を出してもらう方がいいのかなと思うところでした。同じ集落であるものですから。

議長 他にご意見はございませんか。

木場委員 いいですか。

議長 はい。

木場委員 ソリダゴを前から作ってはいらっしゃったんですけど、見に行く度にこれで経営が成り立つのかなというような感じはしていて、お母さんが一緒にしている姿は見ているんですけど、ハウスのビニールも代えないといけないような状態だし、今回は保留にしても、もし農業をしないとした時に誰がハウスをみるのか問題になってきますよね。

外菌委員 とりあえず、いつからどういう計画ですのか出してもらった方がこっちも判断できていいんじゃないかと思います。

久木山委員 議長、お母さんは手伝いですよね。本人が 10 の内の 8 は耕作をして、2 は雇用している人がするというやり方をしないと。年間 150 万円を貰ってきて、認定農業者になっている訳だから、そこは考えて事業をやっていただきたいなと思います。もし、これを認めてしまったら、簡単に貸し借りができるんだなと安易に思われます。農業委員の任務もありますので、農政課と一緒に、先程外菌委員からありましたように、営農計画等出してもらって、その中で判断をした方が一番いいと思うんですよ。

議長 それぞれ皆さんの意見がありました。12 月で認定農業者の認定の期限が終わるということであって、その時点で認定農業者を更新するかどうかということですよ。現時点では認定農業者であるが、実質的にはサラリーマン的な形になっていらっしゃるということで、お母様が管理等はされているという状況の中で、農業委員会としては本日の審議は保留という形がいいのか、今回の申請は却下して、12 月の認定農業者の更新を含めて、今後の営農計画を出していただけるのであればその時点で申請していただくという形でいくのか、その辺をはっきりした方がいいと思いますが。

久木山委員 12 月に審議をするわけですので、本人が本当にやる気があればその時点で再度申請を上げていただければいいんじゃないですか。

議長 今日の時点では保留という取扱いでよろしいですか。

川畑委員 ハウスの方もですね、話によれば、ビニールを購入しているということは早くから聞いています。だけれども、それをまだしていないという状況です。本人と会えないものだから、どうしようもないところです。住所は私の家の近くにあるんですが、もう 2～3 年いないんですよ。住所だけおいて家を借りているようです。

木場委員 うちの主人の名義のハウスを息子が借りる申請を、今度農地バンク

で出すんですけど、その書類には農業用施設を記載したり、壊れた時には耕作者と所有者で協議の上で処理するようにと、農地バンクとか市に責任を負わせるものではないという確認書とかを付けて申請を出すんですよ。貸人の〇〇さんは全く農業をしていないので、前にお父さんが作っていらっしゃった後を〇〇さんが引き継いでされているので、もし辞められる時にどこに責任が出てくるのかですよ。

池田一成委員 いいですか。

議長 はい。

池田一成委員 現況は先程川畑委員が言われたような状況で、ハウスを4棟フル活用できるかというのと難しいのかなと見ているんですが、委員会としてはできないからそこを止めますというのも1つのことだと思います。ちゃんとすればまだ立派なハウスなんですが、後を作る人がいるのかなということが心配で、今この状態の中で作る人を探すのも〇〇さんに失礼だし、誰か作る人がいれば、取下げの方向でいた方がいいような気がするし難しいなと思います。

議長 現時点で農業委員会としては、先程も話にありましたが、保留という形にして、12月の認定農業者としての更新の時期でもありますので、それも含めて本人の考え方や今後の取組みについて確認した上で再度申請してもらうかどうかは本人、農政課、我々を含めて決めていかなければならないという風に思いますが、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長 11番については皆様方の意見のもとで保留という形でお願いしたいと思います。その他の件について、何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それでは11番以外のものについては、日程第6議案第49号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画案については、報告のとおり決定したいと思います。

次に日程第7議案第50号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査 23～25ページをご覧ください。日程第7議案第50号令和7年12月1日開始分の農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案は、耕作

者変更機構貸出分で、25 件 27 筆 16,499 m²です。6 月の総会で審議保留になり、先月の総会後に圃場の管理状態を視察に行きました借人の申請です。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたが、何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第 7 議案第 50 号農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案については、報告のとおり決定することでご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

ないようですので、日程第 7 議案第 50 号については、報告のとおり決定することとします。

以上で、議事が終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

